

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年3月23日(2017.3.23)

【公開番号】特開2015-89507(P2015-89507A)

【公開日】平成27年5月11日(2015.5.11)

【年通号数】公開・登録公報2015-031

【出願番号】特願2014-96000(P2014-96000)

【国際特許分類】

A 6 3 F 13/35 (2014.01)

A 6 3 F 13/50 (2014.01)

A 6 3 F 13/533 (2014.01)

【F I】

A 6 3 F 13/35

A 6 3 F 13/50

A 6 3 F 13/533

【手続補正書】

【提出日】平成29年2月14日(2017.2.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定のプログラムを実行することによって、通信可能に接続された、第1のユーザにより操作される第1の入力操作領域を有する第1の端末装置と、第2のユーザにより操作される第2の入力操作領域を有する第2の端末装置と、該第1のユーザ及び第2のユーザにより利用される第3の端末装置と、を少なくとも用いるゲームを提供するサーバであって、

前記所定のプログラムを格納するメモリと、

前記所定のプログラムを実行する1又は複数のコンピュータプロセッサとを備え、

前記所定のプログラムは、

前記ゲームの進行を制御するように構成されたゲーム進行制御モジュールと、

前記端末装置に前記ゲームの進行に応じたゲーム用画面の1フレームを表示させるために当該端末装置において実行される複数の描画コマンドが記述されたフレーム情報であって、前記第1のユーザによる前記第1の入力操作領域への入力に応じて前記第1の端末装置に表示させる第1のゲーム用画面に対応する第1のフレーム情報と、前記第2のユーザによる前記第2の入力操作領域への入力に応じて前記第2の端末装置に表示させる第2のゲーム用画面に対応する第2のフレーム情報と、前記第3の端末装置に表示させる第3のゲーム用画面に対応する第3のフレーム情報と、を前記ゲームの進行に応じて生成するように構成された生成モジュールと、

前記生成された第1のフレーム情報と、前記第2のフレーム情報と、前記第3のフレーム情報と、を前記第1の端末装置と、前記第2の端末装置と、前記第3の端末装置と、にそれぞれ送信するように構成された送信制御モジュールと、を備える、

サーバ。

【請求項2】

請求項1記載のサーバであって、前記所定のプログラムは、判定モジュールをさらに備え、

該判定モジュールは、前記第1の端末装置と、前記第2の端末装置と、前記第3の端末装置とから受領した処理能力に関する情報に基づき、該第1の端末装置、該第2の端末装置及び該第3の端末装置のそれぞれのフレームレート上限値を決定し、

前記第1のフレーム情報のフレームレート、前記第2のフレーム情報のフレームレート及び前記第3のフレーム情報のフレームレートが、前記それぞれのフレームレート上限値以下となるか否かを判定し、

前記送信制御モジュールは、前記第1のフレーム情報のフレームレート、前記第2のフレーム情報のフレームレート及び前記第3のフレーム情報のフレームレートが、前記それぞれのフレームレート上限値以下となる場合に、該当するフレーム情報を対応する端末装置に送信するように構成される、

サーバ。

【請求項3】

請求項2記載のサーバであって、

前記処理能力に関する情報は、描画実行時間情報である、

サーバ。

【請求項4】

請求項2記載のサーバであって、

前記処理能力に関する情報は、各端末装置に描画実行時間情報を要求してから該情報を受信するまでの経過時間である、

サーバ。

【請求項5】

請求項1ないし4いずれか記載のサーバであって、

前記生成モジュールは、第1の時間間隔で、前記フレーム情報を前記ゲームの進行に応じて生成するように構成され、

前記所定のプログラムは、

第2の時間間隔で、前記端末装置の処理能力を特定するために所定情報の送信を当該装置に対して要求するように構成された要求モジュールと、

前記端末装置からの前記所定情報の送信に応じて特定された当該端末装置の処理能力に基づいて、前記生成されたフレーム情報を当該端末装置に対して送信するか否かを判定するように構成された判定モジュールと、を更に備え、

前記送信制御モジュールは、前記端末装置に対して送信すると判定された前記フレーム情報を当該端末装置に送信するように構成される、

サーバ。